京丹後市告示第７９号

京丹後市建設工事条件付一般競争入札実施要綱を次のように定める。

令和７年３月３１日

京丹後市長　中　山　　泰

京丹後市建設工事条件付一般競争入札実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の５の２の規定により市が発注する建設工事に係る一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、京丹後市契約規則（平成１６年京丹後市規則第７２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、土木一式工事（下水道工事及び災害復旧工事を含む。）、建築一式工事、水道施設工事、電気工事、管工事、解体工事、塗装工事、機械器具設置工事及び清掃施設工事とする。

２　市長は、特に必要があると認める場合は、前項に掲げる工事以外であっても、対象工事とすることができる。

（格付基準）

第３条　条件付一般競争入札参加者の資格を定める等級区分は、京丹後市建設工事指名業者格付基準（平成１７年京丹後市告示第１２３号）による。

（発注標準）

第４条　条件付一般競争入札を実施する場合は、京丹後市建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領（平成１６年京丹後市告示第１５号）別表に掲げる設計金額及び等級区分により実施するものとする。

２　前項に規定する等級区分に属する業者（以下「有資格業者」という。）の数が少数である場合その他特に必要があると市長が認める場合は、当該建設工事の設計金額に応じ、その直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を参加させることができる。

３　前２項の規定にかかわらず、災害復旧工事における有資格業者の等級は次に掲げる設計金額に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　設計金額１，０００万円以上　Ａ等級及びＢ等級

(2)　設計金額１，０００万円未満　Ａ等級、Ｂ等級及びＣ等級

（入札参加資格等）

第５条　条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1)　政令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

(2)　京丹後市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3)　京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成１６年京丹後市告示第１６号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4)　京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成２３年京丹後市告示第６８号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

２　前項に掲げるもののほか、条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項について対象工事ごとに市長が指定する条件を満たさなければならない。ただし、市長は、工事の規模や技術的難度を勘案し、条件の指定を省略することができるものとする。

(1)　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に定める建設業の許可に関する事項

(2)　対象工事に係る技術者の配置に関する事項

(3)　建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査の結果に関する事項

(4)　市の競争入札参加資格者の格付等級に関する事項

(5)　競争入札参加資格者の所在地に関する事項

(6)　対象工事と同種の工事の施工実績に関する事項

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（入札参加資格の確認）

第６条　条件付一般競争入札に参加しようとする者は、市長による入札参加資格の確認を受けなければならない。

２　前項の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める条件付

一般競争入札参加確認申請書に、次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　建設業許可証明書の写し

(2)　配置予定技術者調書

(3)　総合評定値通知書の写し

(4)　同種工事の施工実績調書

(5)　施工計画に関する調書

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　同種工事の施工実績又は配置予定技術者の施工経験を求めない工事については、落札者の雇用関係等の技術者要件を契約締結前に審査する契約時審査方式とする。

（資格確認通知）

第７条　市長は、前条第１項の確認を行った場合は、当該申請者に対し、その結果を別に定める条件付一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。

（対象工事に係る入札公告等）

第８条　市長は、条件付一般競争入札を実施する場合は、規則第８条の規定により、次に掲げる事項を市ホームページへの掲載により公告を行うものとする。

(1)　規則第１０条に定める事項

(2)　第６条第２項の規定により指定する書類

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（特定建設工事共同企業体）

第９条　特定建設工事共同企業体により条件付一般競争入札に参加する者（以下「共同企業体」という。）は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1)　共同企業体のすべての構成員が第５条第１項に規定する条件を満たすこと。

(2)　次に掲げる事項について市長が指定する条件

ア　共同企業体の結成方法等に関する事項

イ　第５条第２項各号に掲げる事項

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　前項第２号の規定による条件の指定については、あらかじめ建設工事等指名選考

委員会の審議を経て、指定するものとする。

（共同企業体の資格確認等）

第１０条　第６条から第８条までの規定は、共同企業体の入札資格確認及び当該確認に係る申請手続について準用する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。